

個人情報保護委員会（第89回）議事概要

- 1 日時：平成31年2月19日（火）10：00～11：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：嶋田委員長、熊澤委員、丹野委員、小川委員、中村委員、
加藤委員、大滝委員、藤原委員
其田事務局長、的井総務課長、
佐脇参事官、三原参事官、山崎参事官、松本参事官

4 議事の概要

(1) いわゆる3年ごと見直し（ヒアリング）について

ヒアリング対象の団体として、在日米国商工会議所の杉原副会頭が会議に出席した。

杉原副会頭から、以下のとおり口頭で説明が行われた。

「1番目に、開かれた個人情報保護委員会の維持をお願いしたい。今後もデータの利活用と保護のバランスが維持され、適切な運用がなされるよう要望する。また、いつでも相談することができ、相談内容の機密性が確保され、安心して相談できる体制を維持することを期待する。

指導、勧告等についても、進化していく技術や新しいビジネスモデルの登場と、社会経済状況の変化に応じて柔軟に対応できる体制を維持し、特に技術中立性、テクノロジーニュートラリティや、サービスやアプリケーションの中立性を維持し、特定の技術やサービスのみを対象としないよう要望。

法改正する場合、国内外の企業、消費者団体等の多様なステークホルダーとのコミュニケーションを密にとることで、ビジネスモデルや最先端の技術、ユーザーのニーズ等を考慮し、特定の関係者だけでなく全てのステークホルダーからの意見を検討し、議論を進めていただきたい。

データ漏えいの報告のあり方については、報告の義務化や過剰な強化が行われると、企業は何かデータ漏えいに該当するかに関し個人情報保護委員会への相談をちゅうちょするおそれがあると考え。よって、義務化については慎重な取扱いを望む。

2番目に、内外の無差別、レベルプレイングフィールドということで、海外事業者も現地法を遵守することは当然。法の執行が海外事業者のみに適用されることを、米国企業だけでなく日本その他の国籍の企業が会員として所属している在日米国商工会議所では懸念している。国内企業及び海外事業者に対して、同等の扱いがなされることが非常に重要だと考えている。

3番目に、日本において課徴金を個人情報保護法に導入することを求める意見が一部にはあると認識。企業が自主的に政府の方向性を遵守すると

いう日本の企業文化と、個人情報保護委員会による命令等が企業への大きな影響を持っている現状に鑑みると、課徴金を改正法に導入することには反対。この課徴金が外国企業に対してのみ適用されるということであれば、さらに賛成はしかねる。日本は産業構造や文化的背景がEU地域とは異なる。在日米国商工会議所は課徴金の導入に対し反対の立場を表明しているが、これは企業や政府がデータ漏えいを防ぐための安全なシステムを構築する必要がないと考えているわけではなく、むしろデータが漏えいしないよう、企業や政府はサイバーセキュリティの対策や内部統制の構築に注力すべきである。これを支援するため、政府並びに個人情報保護委員会は、税制上の優遇措置を与えたり、啓蒙、周知活動等を通じて企業がサイバーセキュリティ対策を実施することを奨励すべきである。

4番目に、自制的な域外適用ということで、個人情報保護法第75条で域外適用について規定をしており、在日米国商工会議所は個人情報保護委員会の域外適用の運用に敬意を表している。日本が域外適用の強化を検討することで、他国が自国に有利な日本以外の法律を適用することにつながるおそれがあり、このことによって混乱が生じることもあると考えている。また、個人情報保護法第78条では海外執行機関との協力も認められており、同法は域外適用の拡大よりも、執行機関間の協力を発展させることを意図しているものと考えている。このように、在日米国商工会議所は、個人情報保護委員会が、より実質的かつ相互運用性のあるアプローチをとることを要望する。日本企業と米国籍企業に平等な取扱いが確保されるために、域外適用に関するガイドライン等の資料の英訳版が公表されることも要望する。

5番目に、日米のデータフローの確保については、他のどの国よりも重要なもので、やりとりがされる量も際立っていると認識。現在のプラクティスで、日米のデータフローに大きな問題が生じているわけではなく、企業間の自主的な対策を促す日本政府の取組を高く評価している。この方向性を引き続き支援いただきたい。GDPRをベースとしたEUとのデータ流通の枠組みの重要性も理解はしているが、日米間のデータフローの重要性を土台にして、イノベーションの促進とプライバシーの保護とのバランスのとれた日米間の枠組みの堅持を希望する。

最後に、国際的な制度調和とデータフローについて、個人情報保護の枠組みの国際的な相互運用性は重要であり、EUの一般データ保護規則、GDPRのみを参考にするのは好ましくない。アメリカやAPEC加盟地域、国とのバランスを考慮することも重要。EUのGDPRの仕組みを日本に持ち込み適用することは、体力のある大企業のみが遵守できるようなルールを全企業に対し適用することを意味し、中小企業、地方の企業にとって、過大

なコンプライアンスコストをかけることになる。新しいビジネスの伸びに対しては阻害することになる。ヨーロッパの場合はEUがGDPRを策定し執行は各国に分かれているという現状があり、各国の中で執行の度合いが常に一定とは限らず、それぞれの国の事情に応じた中小企業に対しての配慮等が見受けられると理解している。GDPRの取組を日本でそのまま運用することは、日本のイノベーションを阻害する形となることから、極めて慎重に取り扱うことを希望。越境データ流通を基盤としたデジタルエコノミーの推進による持続可能な世界の実現のためには、過度なプライバシーの保護や規制、あるいは軽視の両極に陥ることなく、個人データの活用と保護の両立によってイノベーションを起し続けることが重要であると考え。その観点から、イノベーションとプライバシー保護のバランスをとりながら、個人情報を含むデータが国境を越えて流通する制度、仕組みをグローバルに構築していくことが求められ、そのための第一歩として、越境データの適切な保護と円滑な流通を保護するために、日米がともに主導的にAPECの越境プライバシールール(CBPR)を進めることが肝要である。同時に、実務上の運用面で更なる成熟がこのCBPRには必要であるとも理解。APECあるいはAPEC外のより多くの経済圏からも、支持と参加を得るため、日本のキャパシティビルディングを含めたグローバルでのリーダーシップの発揮、さらには、CBPRとGDPRの相互運用性が確保されることを切望する。」

なお、杉原副会頭から「本日説明した意見概要は、後日意見書として委員会に提出予定である」旨の発言があった。

嶋田委員長の進行により、質疑応答が行われた。

加藤委員から「個人情報保護法について改正の必要性を感じていないという理解でよいか。また、現行法の規定を米国事業者も適切に遵守しているという理解か教えてほしい」旨の発言があった。

これに対し、在日米国商工会議所から「少なくとも法そのものの大きな変更を望んでいるわけではない。また、米国事業者は、日米の企業間の規律の中で必要なことは守っており、基本的には日本の個人情報保護法を遵守してデータ保護に努めている」旨の発言があった。

藤原委員から「内外無差別というご意見は当然であるが、一方で、我が国ではペナルティが外国事業者には適用されず、内外差別であるとの意見もあり、このような意見についてどのように考えるのか」という旨発言があった。

これに対し在日米国商工会議所から「罰金だけがペナルティではなく、例

例えば個人情報保護委員会から指導や勧告を受けることは、企業にとって大きなレピュテーションリスクを伴うことである。法律で罰金等が規定されていないとしても、企業にとっては個人情報保護法を守ることは非常に大きな必要性がある。それゆえ、表面上、米国企業に対してペナルティが課されないとしても、米国企業が野放しであるということではなく、同じ日本国民の中での厳しい目をいただいているという理解である。一部にそういう意見があることも理解はしているが、それは米企業に対してお目こぼしがあって、日本企業に対してお目こぼしが無い、ということではないと理解している」旨の発言があった。

さらに、藤原委員から「関連して、単なる指導とそれ以上のものは、実効性の担保という点で違うのではないか。この点についてどう考えるか」という旨の発言があった。

これに対し、在日米国商工会議所から「指導だから実効性がない、勧告だから実効性があるというものではないと考えている。指導されるということは理由があるということであるので、米国企業、欧州企業、日本企業いずれであっても遵守する必要があると考えている。また、日米の関係は非常に緊密なので、執行協力や日米の二国間協議の中で米国の政府当局と個人情報保護委員会との中で、ある種の協力体制が構築されれば、域外適用の濫発を避けながら、日米のデータ流通を守りつつ利活用に努めることができるのではないかと理解している」旨の発言があった。

丹野委員から「一部の外国企業による個人情報の取扱いについて、対利用者との関係で説明を怠っていたり理解が得られていないことがあり、不透明であったということが事実としてあり、制度的な対応が必要なのではないかとこの声があるが、どのように考えるか」という旨の発言があった。

これに対し、在日米国商工会議所から「一部の企業において利用者に対する説明が一部不十分であったことがあるのかもしれないが、例えば、全ての米国の企業に対して法律の規定遵守を義務化することは、既にきちんとしている企業に対しては大きなコンプライアンスコストをかけることにもなる。きちんとしていない企業があることは日本も米国も変わらないので、そのような企業に対しては指導、勧告、助言等を行い、最終的には利用者が安心してインターネットを使って社会活動ができるようにすることが全てである。利用者の視点からもう少し説明してくださいというアドバイスを受けることは重要であると考えており、今後も法の執行機関としての個人情報保護委員会に対して、日本でどのような形であれば適切に同意をとる形のビジネスが展開できるのかということと相談させていただければありがたいと考えている。法による規律よりも対話のプロセスのようなものがあ

る方が有効ではないかと考えている」旨の発言があった。

小川委員から「日本企業には自主的に政府の方針を遵守する企業文化があるという指摘はもっともであるが、一方で、外国事業者はそうではないため対応が必要との意見もあるが、何らかの対処方法は考えているか」という旨の発言があった。

これに対し、在日米国商工会議所から「米国の産業界の中でも分野により様々な企業文化がある。日本の企業文化が非常に法遵守的であるということは理解しているが、異文化の中で相違点を知り前に進めるためには、お互いを知ることが重要である。在日米国商工会議所では、過去8年間にわたり日米の政府間・産業間でインターネットエコノミー協議を進めてきたが、このように日米の政府・産業・マルチステークホルダーを集めた場で、日米の相違点と歩み寄りが可能な部分を知り、その中で共有できることは何かを考えていくべき」という旨の発言があった。

熊澤委員から「国際的なデータフローについて、日米間のデータフローの重要性や欧州での取組について言及があったが、それ以外の地域との関係、特に、中国等の特定国・地域に対する個人データ移転を制限することについて考えがあれば示してほしい」旨の質問があった。

これに対し、在日米国商工会議所から「個人データは安全に保護されなければならないが、利活用して生活に役立てることも重要であり、日本が取り組んでいる、安全なデータを確保しつつ利活用しようとする試みやリーダーシップには敬意を表する。A P E Cにおいても採用されているC B P Rシステムは、A P E C地域外の国々も興味を示していると聞く。データローカライゼーション等を行う国もある中、個別の国の法体系を理解しながら、利活用と保護のバランスを考える仕組みや方向性を日本がリーダーシップをもって世界に提示することで、データフローが日米のみならずアジア地域で活発になることを望んでいる。特にC B P Rに関しては、日米間で理解をより深めるとともに、必要に応じて、他国のキャパシティ・ビルディングや啓蒙を共にやっていきたい」旨の発言があった。

藤原委員から「小川委員に重なる部分があるが、日本のやり方が通じない場合にどうするか。そのような場合に執行を確保するにはどうしたらよいと考えるか」という旨の発言があった。

これに対して、在日米国商工会議所から「基本的に日米において考え方が通じないということはなく、執行協力や二国間協議で対応可能と考える。日本の執行当局が考えていることを無視して良いとは米国産業界も米国政府も考えていないと思う」旨の発言があった。

続けて、藤原委員から「透明性で問題になっているのは取得や利用の段階

の話だと思うがいかがか」との発言があった。

これに対して、在日米国商工会議所から「細かく規制を決めることでかえってフレキシビリティが失われることを危惧し、要望としてはこのまま維持してほしいということである。在日米国商工会議所としては、技術、ビジネスモデルが変わる中で、今までのように個人情報保護委員会の窓口が開かれ、いつでも相談できる体制が維持されることを期待している」との発言があった。

さらに藤原委員から「データの漏えいについてではなく、外国企業が日本国民からどのように情報を取得し、その後どのように利用しているかということが問題になっているのではないか」との発言があった。

これに対して、在日米国商工会議所から「基本的に日本でビジネスをしている企業は、個人情報保護法を尊重し、遵守していると理解しており、同意が必要なものであれば同意を取得する等して運用している。仮に、その運用が個人情報保護委員会の定める方法と大きく異なるのであれば、指導等や対話の機会を通して、日本においてどのようにして海外ビジネスをローカライゼーションしていくのか、建設的な方向性を示していただければありがたいと考えている。米国でやっているプロセスを全くそのまま日本に導入しても機能しないと考えているが、どこが機能せず何が必要かは、ラーニングプロセスの中で考えなければならないことなので、個人情報保護委員会に相談させていただいて、日本として承服しかねる、もう少し丁寧なやり方してほしいということであれば、その都度話し合う機会を持たせていただいた方が、法で規律するよりも迅速に処理することができ、消費者の利益にもかなうものとする」旨の発言があった。

藤原委員から「技術中立性は重要だが、リスクベースで危険に応じた規制がかかることは当然だと考える」旨の発言があった。

これに対して在日米国商工会議所から「その点について異論はない」旨の発言があった。

熊澤委員から「データ漏えい報告の義務化に慎重という意見について、漏えい報告は企業にとって良くないことなのだろうか。米国企業など外国企業の中には、当委員会への漏えい報告がなく、新聞等の報道を端緒として当委員会がその外国企業に連絡を取ることもあった。私は企業でコンプライアンスを担当していたが、漏えい発生時に、どの程度の内容をどのように報告すべきか、そもそも報告自体をすべきかの判断や整理が難しいことがある。どの程度の内容をどのように報告すべきか等、漏えい報告の在り方について考えがあればお示しいただきたい」旨の発言があった。

これに対し、在日米国商工会議所から「分野ごと、企業ごとに考えが異な

り、在日米国商工会議所として一概に述べることはできない。この点、漏えい報告の在り方としてどのような形が望ましいのかは、ぜひ個人情報保護委員会と話し合いをさせていただきたい。内容は把握していないものの報道レベルの内容でもまずは一報するのが良いか、全体像を把握してから報告すべきか、ベストプラクティスを示すことができるのであれば、会員企業の中で広めていきたい」旨の発言があった。

小川委員から「技術中立性が重要というお話があったが、『特定の技術やサービスのみを対象としない』という場合の『特定』とは、具体的にはどのような技術やサービスを指しているか」という旨の発言があった。

これに対し、在日米国商工会議所から「技術中立性については、個人情報保護委員会として『特定の企業のシステムはダメだが他の企業のものは良い』というような判断をされることはないはずであるという旨を確認的に述べたもの。特定の技術についてコメントしているのではなく、何か執行されるときに、頭に入れていただきたい一つのプリンシプルとさせていただきたい」旨の発言があった。

続いて、ヒアリング対象の団体として、日本IT団体連盟の荻原幹事長及び別所専務理事が会議に出席した。

別所専務理事から、資料に沿って説明があった。

1点目、全体観として、今回示されている改正の方向性を見ていくと規制強化の側面が目についてしまう。個人情報保護法は、言うまでもなく、個人情報の保護とあわせて、利活用を図っていくための法律であるため、いろいろな見直しの際には、利活用と保護のバランスを十分とっていただきたい。

2点目、欧州のGDPRとの関係で、今回十分性を相互確認いただいたということは、個人情報保護委員会の非常に大きな貢献であったと考えており、非常に感謝している。この間、非常に粘り強く交渉されてきた経緯を仄聞し、ここまで至ったということは、日本の状況を正しくEUが理解したということではないかと考えており、この努力は継続していただきたい。

3点目、GDPRとの相互認証ができるまでの間、一部では日本でもGDPR並みにしようという声があったが、既に欧州から見るところ、日本は等価であると認識いただいていると考えており、仮に今後何らかの議論の方向性が「GDPR並み」ということになるすると、議論の方向としては間違っていると考えている。

4点目、GDPR並みの相互認証と言いながら、個人情報保護法の射程という観点からは、強化が必要な部分があるのではないかと。我が国の個人情報保護法の規律によって保護される、国内にいる方々の個人情報について、海

外から直接取得され、あるいは国内から海外に提供されていくことによつて、事実上、日本の個人情報保護法の規律が及ばなくなることを避けていただきたいと考えているので、日本国外に個人情報を出すことができる地域の規定の内容を詳述していただき、国内企業が個人情報保護法を遵守する体制を整えている当該企業の国外の支店や子会社に個人情報を提供する場合などを除いて、欧州のように政府間で相互協定が結ばれている国・地域以外に所在する第三者である企業や個人が、日本国内から直接的に個人情報を取得したり、あるいは国内にいる者が当該第三者に個人情報を提供したりすることについては、原則禁止ということをも明記していただけないかと考えている。

原則禁止とした場合、当該国の企業等が日本国外に個人情報を提供する場合や、直接日本国外から個人情報を取得する場合については、会社法の817条に準じた責任者を置き、日本の個人情報保護委員会に対して届出を行い、日本の個人情報保護法を遵守する体制について認めていただく。つまり、当該国の企業等が個人情報保護委員会の許可を得る仕組みが必要ではないかと考えている。この点、欧州では、責任者を置くことは明記されているが、責任者に関しては、その執行の対象ではない。執行するために責任者を設置させせるのではないと言われており、逆に我が国でこういうものを定める場合には、国内に置く責任者を通じて執行がきちんとできる体制が必要ではないか。

5点目、課徴金については明示的に今回のヒアリングの対象の中の文言として入っており、触れさせていただきたい。課徴金に関し、国内企業については、命令に至ったケースすらない事実には照らすと、国内企業が個人情報保護法を遵守しているということだと考えており、そういう状況下であえて国内企業向けの制裁を強化するという観点は立法事実には欠けているのではないか。一方で、昨今多くの報道がなされていることから、海外企業による個人情報の取扱いに関しては、多くの懸念が示されていると考えているので、先ほど述べた海外へのデータの持ち出しというものを規定していただいて、当該規定に違反している場合には、例えばその企業の売上高の5%程度を上限に課徴金を科すことができるというような建付けの検討をお願いできないかと考えている。もちろん課徴金の制度は、課徴金を科す、命令を発出する、というだけでは有名無実であるため、海外企業に対する有効な執行手段を兼ね備えられるように並行して検討いただきたい。

6点目、個人情報保護法に基づく開示請求を受けている企業は沢山あるが、昨今の状況を見ると、持っている個人情報を全て出してほしいという要求をいただくことがある。企業の中のデータ管理の実態からは、データペー

スになっていてアクセスが簡単な個人情報はずぐ出すことができる。ただし、個人情報保護法上、保有個人データの定義に該当するようなデータであっても、例えばログデータのような形で残しているようなものがあって、膨大なログデータの中から特定の方に関するものを全て抽出しろと言われると、事実上、非常に膨大な時間がかかったり、あるいはシステムが一時ストップするようなことまで起きかねないというのが、今の管理の実態である。

これを考えると膨大な、いわゆるデータベースとして管理されていないようなものまで開示請求の対象として出すのは、かなり不可能なことを求められていると企業側としては考えざるを得ないため、ここは一定の線引きをお願いしたい。もちろん政策決定に当たっては、個人情報保護の実態について個人情報保護委員会で丁寧にヒアリング、実態調査をしていただいたりしていると承知しているので、引き続きこの点は、企業における実務実態がどうなっているのかを調査していただいた上で結論を出していただければと考えている。

7点目、情報漏えいの際の報告に関して、現時点で全ての事業者が適切に報告を行うことができる体制にあるかどうかという実態の把握が必要であると思っており、どの点を強化すればいいのかということ調査の上、検討いただきたい。個人情報保護法を遵守すべき企業について、従来は個人情報保護法の保有数で規定されていたが、小規模企業を含めあらゆる企業が個人情報取扱事業者になったので、小規模企業を含めて報告体制がどうなっているのか、また、実際にその報告が行われているのかという点について調査をいただき、現実的な報告体制というのを御検討いただければありがたい。

報告については非常に重要なものだと位置づけており、実際に個人情報保護の状況がどうなっているのかを個人情報保護委員会が正確に把握する上でも貴重な手段だと思っているので、できるだけ報告が徹底されることが望ましいと考えている。逆に言うと、そういう報告が徹底されるような仕組みをぜひお考えいただければと思う。

最後、8点目は個人情報の利用という観点から書かせていただいた。日本IT団体連盟では「情報銀行」という枠組みを設けて、自主基準で、認定制度をこれから走らせようとしている。その特徴は2つあり、一つはプライバシーポリシー、いわゆる個人情報保護指針の約款化と、もう一つはデータ倫理審査会の設置である。個人情報保護法は、一種の行政規制であるため、個人情報保護法によって直接的に利用者個人に対する個人情報に関する権利義務が付与されるものではないと理解している。一方で、様々なビジネスで集められる個人情報については、契約上の保護が第一義的には必要だと考

えており、プライバシーポリシー、個人情報保護指針を約款として契約条項に組み入れていくことは、その第一歩ではないかと考え、情報銀行の枠組みの中では、それを提案しているところ。

併せて、個人情報の使い方に関して、当該企業内のみで十分な検討ができるのかという観点からは、社外の人々が参画するデータ倫理審査会で検討していくというような枠組みも必要ではないかと思っている。日本IT団体連盟がデータ倫理審査会というものを提案してからになるが、去年の秋に行われたヨーロッパのプライバシー・コミッショナー会議の中でも Debating ethics というこで、「倫理」という言葉が初めて出てきている。倫理というものを、法に基づいたデータ利用を促進していくことは、法律の枠組みの一步先を行って個人情報を保護することができるものであると考えており、こういう枠組みを提案している。今はまだ自主基準としての枠組みであるが、日本IT団体連盟としては、認定個人情報保護団体になることも検討しており、認定個人情報保護団体という枠組みと自主基準を組み合わせることによって、一種の共同規制的な枠組みで個人情報の保護を図りながら、同時に利用促進を図っていくことができるのではないかと考えており、この枠組みをぜひ個人情報保護委員会としても支えていただければと考えている。

嶋田委員長の進行により、質疑応答が行われた。

中村委員から「意見書の1で『当委員会から論点として示された項目は保護が中心で、利活用の視点が少ない』と仰っているが、頂いたご意見は保護に関するものが多い。8の情報銀行のところが利活用に関する意見であると思われるが、個人情報保護法見直しの関係で、他に利活用に関し言い残したこと、具体的な御意見があればお聞かせいただきたい。また、7で事業者における情報漏えいの実態調査をすべきというご意見だが、事業者における実態に関し、貴連盟において何か把握している感触があれば伺いたい」旨の発言があった。

これに対し、日本IT団体連盟から「利活用に関しては、意見書の8の情報銀行の枠組みを支えていただきたいというところで、まだ詰め切れていないが、認定個人情報保護団体の枠組みをどのように活用できるかが鍵になると考えている。認定個人情報保護団体の役割あるいは権限が表裏一体と考えており、どこを拡張いただきたいかを現在連盟の中で詰めているところ。逆に、今の枠組みだけでは持っている権限と監督機能について共同規制としては少し弱く、認定団体の管轄する個別企業に対する監督権限を強化していただきたいと考えている。7の項目については、まだ企業実態に関

しヒアリングは行えておらず、別途、会員社がどうなっているかを独自に調査したいと考えている。6・7については、必ずしも規制面ではなく事業の面でのバランスとして記述したものである」旨の発言があった。

藤原委員から「意見書の4及び5の御提案に関して、対象となる企業や事業を事業者像等で具体的に説明していただけると分かりやすい。国内企業が対象になるのか、国外企業も含むのかなど。次に、御提案において日本の企業が課徴金を受けるのはどのような場合か確認させてほしい。内外差別的な内容になっていないかについて留意する必要がある。3つ目は、4の全体を見ると、国外へのデータ移転に広く網をかける内容にも読めるが、その場合日本がデジタルエコノミーで外国に出ていく場合に足かせにならないか。最後に、外国企業に対する強制執行については、どこの国でも限界があると考えられるがどう考えるか。御提案の中で、執行にも関わる管理責任者を置くというお話があったが、それと絡めて説明いただきたい」旨の発言があった。

これに対し、日本IT団体連盟から「中国、米国、アジア等、日本とEU以外の様々な国に所在する企業や個人を対象として、それぞれに日本の個人情報保護法の規律をどのように及ぼすかを考えていただきたいという趣旨で提案をしている。課徴金制度については、国内向けに導入する立法事実はないと認識しているため、実質的には海外企業についてのみ課徴金制度の提案をしている。これが内外差別となるかは微妙で、内外差別をしてほしいわけではなく、個人情報保護法の規律の遵守の観点から、事実上の差分があるため提案をしているもの。国内企業にとって国外へのデータ移転の足かせになるかについては、4のaの括弧書きに細かく書いてあるように、日本の企業が個人情報保護法を遵守し、その子会社についても責任を負うことによって、日本企業及びその子会社にはデータ移転を認めるという理屈。また、海外企業への強制執行は他法令も含め難易度が高いと認識しており、一案として、多くの企業の場合、収益を得ることがビジネスの継続に必要であり、日本国内から海外への送金が行われるはずであるから、送金を止めることができるような枠組みが考えられるのではないかと。責任者については、身柄の拘束も考え得る。この考え方は日本法にはないが諸外国の例では一般的に行われているものであるため、あり得ないものではないと考えている」旨の発言があった。

丹野委員から「削除・利用停止を中心に、個人データに関する個人の権利をより広範に認めるべきとの意見も多い中、貴団体は意見書の6で、改正法で認められた開示請求権を制限する提案をしているが、個人の権利利益との関係をどのようにお考えか。開示請求権を行使することで、個人情報の不

正取得や第三者提供が明らかになるように、開示請求権は入口に位置づけられる権利。そのような入口を制限するような提案となっているが、個人の権利利益との関係について、考えがあればお示しいただきたい」旨の発言があった。

これに対し、日本IT団体連盟から「確かに、開示請求により不正が明らかになるケースもあるが、個人情報悪用されるというのであれば悪用例を示していただかなければ、個人情報取扱事業者において、個人情報をどこまで管理すべきなのか判断しかねるとの実情もある。データの管理の実態が開示請求の基礎になると認識しているところ、個人情報取扱事業者により、個人情報の管理の実態が様々であるため、あくまでも日本IT団体連盟としては、管理体制に応じた開示請求に対応することとしてはどうか、との意見であり、開示請求権全般の縮小を述べているわけではない」という旨の発言があった。

これを受けて、丹野委員から「開示請求により内容に誤り等が発見された場合、その後の削除・利用停止請求権が現行法上認められている。つまり誤りがあるかどうかは開示請求をしてみないと分からないことだが、その部分については否定しないということによいか」との発言があった。

これに対し、日本IT団体連盟から「実際に使っているデータについては、きちんと管理されているものなので、誤りがあった場合は適切に対応することが可能と考える。他方で、管理の実態上対応できない場合もあるということを理解いただきたい」旨の発言があった。

熊澤委員から「海外の大手事業者に限らず、事業者が大量の個人情報を広告等に利用することにより、本人の権利利益が侵害される可能性を指摘する意見も多くなっているが、考えがあればお示しいただきたい」旨の発言があった。

これに対し日本IT団体連盟から「広告は利用者への情報提供の手段であり、広告が利用者に対し適正な情報提供でなかった場合、広告主にとっても良くない。広告は必要な人に必要な情報を届けるものでターゲティング広告も同様と考える。今、ターゲティング広告の問題点として指摘されている点や誤解は、その精度の低さに起因するものであり、この点は技術的に解決すべき問題と考えている。一方、大量のデータを保有する者による誤用・悪用を防ぐための手段は必要であると考えている。誤用・悪用の形態は様々であり、一概に解決方法を示すことはできないが、解決方法の一つとして、データ倫理審査会を企業内部に設けることで、誤用や悪用を防ぐことを情報銀行の枠組みの中で提案している。データの集積を物理的に防ぐことは非常に困難であるため、利用のプロセスの中で第三者の目を入れることに

より誤用・悪用を防ぐことが重要と考えている」旨の発言があった。

大滝委員から「意見書の8の情報銀行をはじめ、本人による個人情報コントロール権を確保・向上させる取組や意見があるが、これを法的義務とすること、自主的な取組の枠を超えて、例えば、認定個人情報保護団体の枠組みのような法的に義務化することについて考えがあればお示しいただきたい」旨の発言があった。

これに対し、日本IT団体連盟から「今の時点で様々なものを義務化すべきかは分かりかねるが、個人情報に関する個人と企業の間の関係については、もっと明確にすべきと考える。認定個人情報保護団体は個人情報保護指針を定めているが、指針はただの宣言で法的拘束力を有していないと思う。このため、企業が個人情報を取り扱う際の在り方について、一定の枠組みによる約束事として守らなければならない責務の建付けを契約に明記することが重要と考えている。契約自由の原則があるにせよ、情報銀行の枠組みの中で次の一步を進めていくために、このような形を提案する。私が所属するヤフーの場合、約款において企業と利用者が債権債務関係にあるものとし、不測の事態が起きた場合には、契約に基づき民事上の救済を求めることができるという枠組みがある。このような取組を広めていくことが、契約で自己情報コントロール権を担保するということにつながると考える」旨の発言があった。

小川委員から「ご意見は企業側のものが大半を占めていると思われるが、利用者目線でのご意見や、情報銀行等などの具体的な利活用の観点で、利用者保護の方法についての考えがあればお示しいただきたい」旨の発言があった。

これに対し、日本IT団体連盟から「今回の意見は、利用者のために個人情報をどう利用していくかという視点で提案したもの。安全性の確保などは企業の存在価値であるその商品やサービスの有用性や社会的価値を支えるものであるため、これらについては当然重要。利用者保護の方法については、事業者との関係性を明確にすることや、情報銀行の中で提案しているデータ倫理審査会のように、客観的に第三者が判断するプロセスを経ることで、利用者の保護につながっていく。情報銀行の枠組み自体は利用者の同意の下で実施されるものであるため、同意の取り方を含めた枠組みを検討し、利用者に安心してもらいつつ、利用者のための利活用をすることができればと考えている」旨の発言があった。

藤原委員から「意見書の6については、開示請求権が権利であることは認めるが、情報公開・個人情報保護でいう『濫用的』に該当するような場合を含め、実務的に対応できないものを例外的に除くという趣旨であると解し

てよろしいか。また、事業者としては直ちに利用できるような形式で保有しているものであれば速やかに開示するのであり、利用しないデータは削除するのが一般的であるので、かなり例外的なことを仰っているのか。また、開示請求に応じなければならないとする規定の例外として、個人情報保護法の第28条第2項第2号で「個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」とあるが、このような現行の規定のままでは実務サイドとしては対応は難しいとお考えなのか。また、データの保存期間についてはどう考えるか教えてほしい」旨の発言があった。

これに対し、日本IT団体連盟から「1点目は仰った趣旨の通り。次に、事業者は一般的に考えてもリソースの無駄遣いはしていない。データを長く保有しすぎるということはなく、コストがかかるので取っていない。ただ、事故対応のために常時利用しないが取っているものはあり、これは、すぐに外に出せる形式で保有していないものの、保有個人データに該当する。この開示が難しい。実務上対応できないと説明することがあるが、なかなかご理解いただけない方々も増えてきており、そこを分かりやすくしていただきたい。また、データについては、コスト上の制約を踏まえて適切な期間しか保存していない」旨の発言があった。

嶋田委員長から「意見書の8の情報銀行について、『個人情報保護委員会として支えてほしい』とのことだが、具体的にどのようなイメージと理解したらよいか」という旨の発言があった。

これに対し、日本IT団体連盟から「昨秋、欧州のデータ保護プライバシー・コミッショナー会議のサイドイベントで情報銀行について紹介させていただいたが、諸外国に対し日本発でこうしたものがあることを伝えていくことが必要だと考えており、引き続きご協力いただければありがたい」旨の発言があった。

以上